

青垣小学校スクールバス運行管理業務  
プロポーザル実施要領

令和3年8月

丹波市教育委員会 教育部学事課

# 青垣小学校スクールバス運行管理業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

青垣小学校に通学する児童に対して、通学環境の整備および教育環境の向上を図ることを目的にスクールバス運行管理業務を実施する。業務実施にあたり、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を採用し、本業務に係る提案を広く求め、安全で安定的かつ効率性を総合的に評価し、最も適した事業者を選定する。

## 2 業務概要

- (1) 業務番号 丹教学事業第 30 号
- (2) 業務の名称 青垣小学校スクールバス運行管理業務
- (3) 業務内容 青垣小学校スクールバス運行管理業務仕様書(別紙1)のとおり
- (4) 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務委託料

5年間総額 183,560,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)を上限とする。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行するために必要な事業規模及び安定的な経営基盤を有している者であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 丹波市財務規則(平成 16 年丹波市規則第 41 号。以下「規則」という。)第 72 条の2に規定する競争入札参加者名簿に登載された者であること
- (4) 国税、丹波市税(法人市町村民税、住民税、(特別徴収)、固定資産税等)を滞納していないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加意向申出書提出の日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準(平成 18 年 11 月1日告示第 778 号)で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)であること。
- (7) 法人又はその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに丹波市暴力団排除条例(平成 24 年丹波市条例第 53 号)第8条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 5 スケジュール

実施内容	期日等
実施要領等の公表	令和3年 8月30日(月)
実施要領に関する質問受付期間	令和3年 8月30日(月)午後1時から 令和3年 9月10日(金)正午まで
質問回答	令和3年 9月13日(月)午後1時から
参加意向申出書等の提出期限	令和3年 9月21日(火)午後5時まで
参加確認結果通知書の送付	令和3年 9月28日(火)
提案書等の提出期限	令和3年10月21日(木)午後5時まで
選考委員会(プレゼンテーション)	令和3年11月 9日(火)
審査結果の通知	令和3年11月16日(火)
契約の締結	令和3年12月上旬

## 6 質問の受付及び回答

本実施要領に関し不明な点がある場合は、質問書(様式3)を電子メールで送信すること。

- (1) 提出期限 令和3年9月10日(金)正午必着
- (2) 提出書類 質問書(様式3) 1部
- (3) 宛 先 丹波市教育委員会事務局 教育部 学事課 学事係 担当:前川  
電話 0795-70-0880 電子メール : gakuji@city.tamba.lg.jp  
※送信時は、件名を「青垣小学校スクールバス運行管理業務に関する質問書」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後、必ず電話により到達の確認を行うこと。
- (4) 質問への回答 令和3年9月13日(月)午後1時から質問者の社名等を伏せて参加事業者全員に電子メールにより回答し周知する。

## 7 参加表明の手続き

参加される事業者は必要書類を以下により提出すること。

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 参加意向申出書(様式1)
  - イ 誓約書(様式2)
  - ウ 納税証明書(法人税)
  - エ 決算書(直近2期分)
- (2) 提出期限 令和3年9月21日(火) 午後5時00分必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参による
- (4) 提出先 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地  
丹波市教育委員会事務局 教育部 学事課 学事係

## 8 参加資格審査の結果通知

提出された書類について、その内容を審査し、参加資格の認否について参加資格審査結果通知書(様式4)により通知する。

## 9 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出書類は、A4判フラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「青垣小学校スクールバス運行管理業務提案書等関係書類」及び「会社名」を記載し提出のこと。

ア 提案書(様式7)

イ スクールバス運行管理業務計画書(様式8)

ウ スクールバス運行管理業務見積書(様式9)、見積内訳書(任意様式)

・仕様書及び提案書等に基づき積算すること。

・見積書に記載する委託料の額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。

(2) 提出部数 7部(ただし、見積書は正本1部、副本7部)

(3) 提出期限 令和3年10月21日(木) 午後5時00分必着

(4) 提出方法 持参または郵送

(5) 提出先 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地  
丹波市教育委員会事務局 教育部 学事課 学事係

## 10 事業者の選定

### (1) 選定の方法等

ア 選定の方法は、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱(平成 28 年 3 月 18 日告示第 191 号)の定めによる公募型プロポーザル方式とする。

イ 本プロポーザルの審査は、青垣小学校スクールバス運行管理業務評価要領(別紙2)に定める方法により評価事項について審査し、最高得点者を本業務の受託候補者として選定する。

### (2) 選定結果の通知(予定)

令和3年11月16日(火)

審査結果通知(受託候補者特定)

## 11 契約の締結

前記 10 により本委託業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由(地方自治法施行例第 167 条の4に規定する者に該当することとなった場合又は丹波市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び金額については、入札参加者審査会の審査による結果通知後に、選定業者(以下「特定受託候補者」という。)と丹波市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定するものとする。

※提案内容及び見積額でそのまま契約を行うものではない。

(2) 契約内容となる仕様については、前記の内容を特定受託候補者の提案内容や協議内容を盛り込み作成する。

(3) 提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

## 12 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、提出書類の提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案見積額が上限額を超えた場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に参加者が、「4参加資格要件」に規定する条件を欠くこととなった場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

## 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提案書等関係書類の著作権は作成事業者に帰属するが、本市が選定結果の公表等に必要と判断した場合は、提案書等関係書類の使用、複製及び公開を無断、無償で行えるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、丹波市情報公開条例(平成 16 年丹波市条例第9号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 審査経緯は公表しない。

## 14 問い合わせ先

〒669-3198

兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

丹波市教育委員会事務局 教育部学事課学事係

担当 : 前川

電話番号 : 0795(70)0880

FAX : 0795(70)0814

電子メール : gakuji@city.tamba.lg.jp